

平成30年度

仮置場等維持管理業務（その2）

（県中・県南支所管内）

特記仕様書

福島地方環境事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 本業務は、平成29年除染関連業務共通仕様書（第1版）（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

また、共通仕様書に対する特記事項は以下の各条に定めるとおりとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）」に基づき、汚染土壌等、除染廃棄物等の保管を行う除去土壌等仮置場等及び放射性物質汚染対処特措法に基づき災害廃棄物等の保管を行う災害廃棄物等仮置場について、常時良好な状態に保たれるよう状態を把握し、異常時には適宜の措置を講ずることを目的として仮置場等の管理を行うものである。

(仮置場等の場所及び管理予定期間)

第1-3条 本業務の対象となる仮置場等の場所と管理予定期間は、別紙1-3-1「除去土壌等仮置場等一覧表」及び別紙1-3-2「災害廃棄物等仮置場一覧表」とおりとする。

(用語の定義)

第1-4条 本仕様書における用語は、共通仕様書第1-2条（用語の定義）の定めによるもののほか、以下の各号に定めによるものとする。

- (1) 「主任調査職員」とは、会計法（昭和22年法律第35号）等の定めにより適正な履行を確保するために契約担当官等から監督を命ぜられた職員で、本業務の契約書第9条第2項に規定する者をいう。
- (2) 「調査職員」とは、担当技術者が本業務において行うそれぞれの仮置場等の管理を担当する環境省職員のことをいう。
- (3) 「管理技術者」とは、本業務の管理及び統括を行う者であり、第1-7条に基づき、受注者が定めた技術者をいう。
- (4) 「担当技術者」とは、それぞれの仮置場等の巡回点検やモニタリング調査その他本仕様書に基づく措置を行う担当技術者をいう。「担当技術者等」とは、管理技術者及び担当技術者を総じていう。
- (5) 「業務期間」とは、本業務を実施するための準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (6) 「業務着手期間」とは、本業務を実施するための準備作業として、担当技術者

等が主任調査職員又は調査職員との打合せ等を行う期間をいう。

- (7) 「現場」とは、担当技術者等が本業務に基づく措置を行う各仮置場等、その周囲、及び主要幹線道路までの接続経路をいう。
- (8) 「通知」とは、発注者若しくは主任調査職員が受注者若しくは管理技術者に対し、又は調査職員が担当技術者に対し、又は受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは主任調査職員に対し、又は担当技術者が調査職員に対し業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- (9) 「提示」とは、主任調査職員が受注者若しくは管理技術者に対し、又は調査職員が担当技術者に対し、又は受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは主任調査職員に対し、又は担当技術者が調査職員に対し、作業に係る書面若しくはその他の資料について説明することをいう。
- (10) 「提出」とは、主任調査職員が受注者若しくは管理技術者に対し、又は調査職員が担当技術者に対し、又は受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは主任調査職員に対し、又は担当技術者が調査職員に対し作業に係る書面若しくはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (11) 「連絡」とは、主任調査職員が受注者若しくは管理技術者に対し、又は調査職員が担当技術者に対し、又は受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは主任調査職員に対し、又は担当技術者が調査職員に対し、契約書第 15 条に該当しない事項又は緊急を要する伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
- (12) 「確認」とは、作業の実施に関して受注者若しくは担当技術者等の申し出に基づき主任調査職員若しくは調査職員がその事実を認定すること、又は主任調査職員若しくは調査職員の指示に基づき担当技術者等が指示内容の事実を認定することをいう。
- (13) 「仮置場等」とは、除染等工事で設置された「仮置場」及び「現場保管を行う場所」をいう。

(業務履行期間)

第 1 - 5 条 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(業務概要)

第 1 - 6 条 除去土壌等仮置場等に係る本業務の概要は以下の各号に定めるとおりであり、詳細は第 2 章に示すものとする。

- (1) 仮置場等の巡回点検
- (2) 仮置場等の環境モニタリング
- (3) 仮置場等の環境整備

- (4) 仮置場等の異常や災害等への応急処置
- 2. 災害廃棄物等仮置場に係る本業務の概要は以下の各号に定めるとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。
 - (1) 災害廃棄物等仮置場の巡回点検及びモニタリング調査
 - (2) 仮置場メンテナンス（応急処置）や災害時の対応
 - (3) 災害廃棄物等の分析等調査、災害廃棄物等仮置場新設・撤去時の調査
 - (4) 安全巡視の支援
 - (5) 災害廃棄物等の保管状況等の調査
 - (6) 災害廃棄物等仮置場から周辺環境への影響調査
 - (7) 災害廃棄物等仮置場の台帳整理
 - (8) 災害廃棄物等仮置場の管理マニュアル作成

（管理技術者等の資格）

第1-7条 受注者は、担当技術者等を定めるときは、本業務の対象となる仮置場にて作業を行う業務又は工事（運搬、処分、分別等）の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。

- 2. 受注者は、管理技術者として以下の各号に定めるいずれかの要件を満たす者を配置しなければならない。
 - (1) 技術士（建設部門（建設環境）、環境部門（自然環境保全を除く全選択科目）、衛生工学部門（全選択科目）又は総合技術監理部門（選択科目は前記3部門と同一とするものに限る。））
 - (2) RCCM（技術士部門と同様の部門に限る。）
- 3. 受注者は、担当技術者として巡回を行う班体制において、少なくとも1名は以下の各号に定めるいずれかの要件を満たす者を配置しなければならない。巡回する班体制において班長を想定している。
 - (1) 第2項に掲げる管理技術者の資格条件のいずれか
 - (2) 技術士補（第2項に掲げる技術士と同様の部門に限る。）
 - (3) 測量士又は測量士補
 - (4) 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士
- 4. 受注者は、担当技術者等を定めたときは、その氏名、ふりがな、生年月日、資格、勤務開始日、勤務する業務拠点及び業務期間中の連絡先、再委任の場合には所属と連絡先、その他必要な事項を記載した「担当技術者等選任届」（様式は任意）に資格証明書の写しを添付して業務の着手前に主任調査職員に提出する。担当技術者等を変更した場合は、退任者の氏名、ふりがな及び退任日を記載した「担当技術者等退任届」（様式は任意）並びに新たに選任された者の「担当技術者等選任届」を、速やかに主任調査職員に提出する。

5. 担当技術者は再委任できるものとする。ただし管理技術者を再委任してはならない。
6. 主任調査職員は、必要に応じて受注者及び担当技術者等に関する下記に示す事項について、受注者に報告を求めることができる。
 - (1) 受注者において、資本・人事面において関係があると認められると考えられる者（建設業許可業者、廃棄物処理業者、建設コンサルタント業者、環境計量事業者等）の名称及び当該者との関係に関する事項（報告様式は任意）
 - (2) 担当技術者の経歴・職歴（第2項又は第3項に係る事項、報告様式は任意）

（作業条件）

第1－8条 放射性物質汚染対処特措法に基づく「除染関係ガイドライン」（平成25年5月第2版 平成28年9月追補 環境省）及び「廃棄物関係ガイドライン」（平成25年3月第2版 環境省）に従い仮置場等の管理を行うものとする。

（貸与資料）

第1－9条 貸与資料は以下のとおりである。

番号	貸 与 資 料
1	除染関係ガイドライン
2	廃棄物関係ガイドライン
3	仮置場等維持管理補修マニュアル（暫定運用）
4	仮置場等引継図書
5	仮置場標準工法
6	前年度の仮置場等環境モニタリングデータ
7	その他調査職員が必要と認められる資料

（貸与資料の取扱い）

第1－10条 第1－9条に示す貸与資料の取扱いは以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。また、5月以降の管理予定の仮置場等引継図書については、新たな仮置場等の管理予定期間の直前に一括貸与する。
- (3) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任において費用負担し、修復するものとする。

(作業計画書の策定)

第1-1-1条 条作業計画書の策定については、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 受注者は、契約後速やかに、共通仕様書に規定する作業計画書を策定し、調査職員に提出する。作業計画書には、業務の実施項目、業務の実施体制、巡回の方法、緊急時の連絡方法、結果の報告要領、その他の業務上の必要となる事項を含むものとする。
- (2) 作業計画書には、災害協定に基づく対応として必要となる事項を含むものとする。
- (3) 受注者は、仮置場等巡回点検の日程計画を月毎に作成し、毎月25日までに翌月分の日程計画を調査職員に提出する。

(作業員による汚染拡大防止)

第1-1-2条 本業務の汚染検査所における汚染状態の検査は、「東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づくものとする。

(主任調査職員との協議・指示等)

第1-1-3条 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない作業について環境省担当官より指示等を受けた場合は、速やかに協議書を提出して、環境省担当官に確認した上で、その指示に従うこと。

2. 主任調査職員は、契約書第9条第2項の規定に基づく権限の行使に当たり、受注者に口頭により連絡したとき、又は受注者から口頭により連絡を受けたときは、その内容を記載し相互に確認する。
3. 受注者は、主任調査職員から口頭で連絡を受けたとき、又は主任調査職員に対して口頭で連絡を行ったときは、その内容を書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認する。

(主任調査職員による業務の履行状況の確認)

第1-1-4条 主任調査職員は、受注者が契約図書どおりに業務を履行しているかを確認するために、必要に応じて業務拠点又は現場に立入り、立会い又は関係資料の提出を要求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

(現場発生品)

第1-1-5条 受注者は、業務の実施によって現場発生品が生じた場合は、主任調査職員に報告し指示を受けなければならない。

(必要経費の負担)

第1-16条 本業務を行う上で必要となる消耗品については、全額を受注者の負担とする。

2. 内部被ばく検査について、受注者が希望する場合は、環境省が運営する検査場において無料で受診することができる。受診を希望する場合は、受診方法の詳細について主任調査職員と協議すること。

第2章 除去土壌等仮置場等に対する業務の内容

(遵守すべきマニュアル)

第2-1条 仮置場等の管理にあたっては、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「仮置場等維持管理補修マニュアル(暫定運用)」に従うこと。
- (2) 仮置場等の基本的構造については、除染等工事共通仕様書(第10版)を確認すること。

(仮置場等の巡回点検)

第2-2条 仮置場等の巡回点検は、通常点検、重要点検、重要点検の経過観察、緊急点検及びガス濃度測定等からなり、内容については以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 通常点検は、仮置場等の状態を把握するため、週に1回、仮置場等の遮蔽措置、飛散防止措置、雨水等の進入防止措置、流出防止措置、立入制限措置、付帯施設、地下水及び浸出水の水位等について異常がないか(保管山上部は高所カメラ等も活用し)確認を行う。その際、週に1回、悪臭及び害虫の発生状況の確認を行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」(平成25年3月環境省)第4部「除染廃棄物関係ガイドライン」に示す火災予防策が適切に講じられているかの確認を行い、温度(外気・内部)を測定する。また、仮置場等の保管山毎(可燃、不燃、混合)の搬出状況や現場発生材(遮蔽土、碎石、その他等)の保管状況についても確認を実施する。
- (2) 重要点検は、仮置場等管理上特に重要な設備(縦排水溝、遮光シート、工事用仮囲い等)について、年に2回、また、その中で、要注意事象が発生した経歴がある設備については、年に2回の回数を加えて年に4回、当該設備に特化した点検を実施するものである。なお、別紙1-3-1「除去土壌等仮置場等一覧表」に示す仮置場等については、遮光シートの点検の際にドローンによる撮影を行い、目視点検結果を補完する。
- (3) 緊急点検は、第4-1条第1項に示す点検を実施するものである。
- (4) ガス濃度測定は、必要の都度一酸化炭素ガス濃度を測定するものである。また、必要に応じて調査職員の指示によりその他のガス濃度測定を行うものとし、その測定箇所については、調査職員が指示するものとする。巡回点検にあたり、放熱

管転倒、崩れ、漏水、溢水、シート破損、温度やガス濃度の一定以上の異常な上昇（管理基準値超過）などの異常を発見した場合は、発見の日時、場所、状況等を記録し、写真撮影を行い、直ちに調査職員に連絡して、必要に応じ調査職員の指示に従って応急処置を講ずる。

- (5) この他、仮置場等や周辺地域について緊急を要する事象が発生している場合等、調査職員が特に必要と指示する場合には、前々号及び前号によらず、調査職員が指示する仮置場等において、調査職員が指示する内容の調査及び応急処置を講ずる。

(仮置場等の環境モニタリング)

第2-3条 仮置場等の環境モニタリングについては以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) モニタリングの方法は、「仮置場等維持管理補修マニュアル（暫定運用）」に従って、空間線量率、地下水及び浸出水の放射能濃度を測定する。
- (2) 空間線量率は、週に1回測定する。測定箇所は、仮置場等毎に原則5箇所（うち4箇所は仮置場の外側から内側に向かって、うち1箇所は仮置場等の入口（内側及び外側））とし、調査職員と協議の上決定した同一の地点で、毎回測定を行う。測定は、校正済みのNaIシンチレーションサーベイメータにより測定し、測定日、測定結果及び測定者の関連情報等とあわせて結果を記録する。また、降雨や積雪など悪天候の際に測定を実施する場合は、事前に調査職員と協議を行う。
- (3) 地下水は、月1回放射能濃度を測定し記録する。測定が不可能な場合は調査職員と協議の上、指示に従うものとする。
- (4) 浸出水は、月1回放射能濃度を測定し記録する。また、地下の集水タンク等の浸出水が汲み出し判断水位以上となった場合には、地上のタンクに汲み出し、放射能濃度を測定し記録する。測定の結果、「仮置場等維持管理補修マニュアル（暫定運用）」に定める管理値を下回る場合は、調査職員の指示により排水を行う。この汲み出しの際放射能濃度を測定した場合は月1回の測定を兼ねるものとする。
- (5) この他、仮置場等について緊急を要する事象が発生している場合等、調査職員が特に必要と指示する場合には、第1号乃至第4号によらず、調査職員が指示する仮置場等において、調査職員が指示する内容の調査を行う。

(仮置場等の環境整備)

第2-4条 仮置場等の環境整備については、必要に応じて巡回点検に支障を生じない必要最小限の範囲の草刈り、排水溝の堆積物除去、フェンスへの付着物の除去等の環境整備を予め調査職員と協議の上で行うこととする。この環境整備は年4回を予定している。

(仮置場等の場所及び数量)

第2-5条 第2-2条乃至第2-4条で定める業務の数量等については、別紙2-5に示すとおりである。

第3章 災害廃棄物等仮置場に対する業務の内容

(業務内容)

第3-1条 担当技術者等は、仮置場の構造、仮置対象物の性状、仮置場での作業内容、仮置場設置時の地域住民又は地方自治体との協定等の関連資料を十分に把握・確認の上、各仮置場の管理を担当する調査職員の下、第3-2条乃至第3-10条に定める業務を行う。

(災害廃棄物等仮置場の巡回点検及びモニタリング調査)

第3-2条 担当技術者は、以下の各号で定める事象(これら3つの事象を「要注意事象」という。)の早期発見のため、仮置場の巡回点検及びモニタリング調査を実施する。これらの実施にあたって必要となる資機材は、受注者が用意をする。

- (1) 災害廃棄物等仮置場における廃棄物の保管、積卸し、運搬等により、仮置場及びその周辺の環境(生活環境や自然環境)や構造物等へ影響を与える可能性のある事象が発生している(発生の原因は、人為・自然を問わない)。
- (2) 災害廃棄物等仮置場の周囲において、災害廃棄物等仮置場へ影響を与える可能性のある事象が発生している(発生の原因は、人為・自然を問わない)。
- (3) 災害廃棄物等仮置場への廃棄物の搬入、災害廃棄物等仮置場内における廃棄物の保管の状況が、放射性物質汚染対処特措法その他の関連法令等の基準や実態に照らして不適切である。

2. 巡回点検

(1) チェックシートの作成

管理技術者は、担当技術者が巡回点検を統一した視点で実施するため、業務着手期間内に、各仮置場の状況(構造、使用期限、搬入及び仮置計画、設置時の行政及び住民との約束事項等)を調査職員に確認した上で、巡回点検で確認する項目を網羅したチェックシートを作成する。なお、チェックシートの基本様式については別示する。

(2) 巡回点検の実施

担当技術者が2人一組となって、災害廃棄物等仮置場の巡回を行い、(1)で作成したチェックシートに基づき、状況の確認を行う。要注意事象の兆候又は発生が認められた場合には、管理技術者に連絡をするものとする。また、緊急事態の場合には、調査職員へ直接連絡を行うものとする。

巡回の頻度は、やむを得ない場合を除き1週間に1回とする。

3. モニタリング調査

表3-2-1及び表3-2-2に掲げるモニタリング調査を実施すること。

モニタリング調査の実施日は、巡回点検のスケジュールに組み込むことを想定している。各災害廃棄物等仮置場での測定を行う具体的な地点や対象廃棄物の詳細について、調査職員と協議を行い決定するものとする。

なお、災害廃棄物等仮置場の空間線量率の測定地点については、同一地点で測定を行う必要があることから、簡易杭等の目印になるものを設置すること。ただし、前年度からの継続されている仮置場については、事前に目印等を確認し、同一地点での測定を行うこと。

表3-2-1 法令等に定める仮置管理のためのモニタリング調査

モニタリング項目	調査場所	調査・測定頻度
仮置場の空間線量率	・仮置場敷地境界4地点 ・バックグラウンド1地点	週1回×5地点/仮置場
地下水の放射性物質濃度 セシウム134、セシウム137	・仮置場に設置されている 観測井(1地点)	月1回：全測定数は、仮置場数×12回(年)を想定

表3-2-2 自主管理のための放射線モニタリング調査

モニタリング項目	調査対象	調査・測定頻度
廃棄物等の表面線量率	・廃棄物等の種類別	搬入が行われている期間中においては、新しく搬入される廃棄物等について、線量が把握できる頻度(1回以上/3ヶ月)
		搬入が終了した仮置場においては1回/仮置場
廃棄物等の表面汚染密度	・廃棄物等の種類別	搬入が行われている期間中においては、新しく搬入される廃棄物等について、線量が把握できる頻度(1回以上/3ヶ月)
		搬入が終了した仮置場においては1回/仮置場
粉じんの放射性物質濃度 セシウム134、セシウム137	・仮置場の敷地境界2方位(風上、風下)	月1回：全測定数は、仮置場数×12回(年)×2箇所の測定を想定
リアルタイム線量測定システムの運用	・該当箇所は、別紙1-3-2「災害廃棄物等仮置場一覧表」を参照	平成31年3月まで記録し、巡回訪問ごとにデータ回収

また、リアルタイム線量測定システム（通称モニタリングポスト）の運用については、以下のとおりとする。

- ① リアルタイム線量測定システムにより、設置した場所の空間線量率を測定し、リアルタイムに表示及び記録すること。
- ② 適切に測定ができるよう、システムのメンテナンスを定期的の実施する他、機器周辺の除草等を行う。積雪により検出器が埋没している場合には、その状況を記録することとし、除雪は実施しない。
- ③ 太陽電池パネルが積雪又はほこり等で覆われたことにより発電量の低下のおそれがある場合には、これを除去する。

4. 巡回点検及びモニタリング調査結果の解析と要注意事象の発見

(1) 管理技術者は、モニタリング調査により得られた測定結果について、その妥当性の検証及び測定による異常値の除外を行う。データの検証に際しては、少なくとも以下を行うこと。

- ① 各災害廃棄物等仮置場における測定結果の傾向が把握できるトレンドグラフの作成
- ② 測定結果に影響すると想定される諸データ（降雨、降雪、風、落雷、周辺除染作業、仮置場内作業、遮蔽物の有無、等）と、測定結果の対比

(2) 管理技術者は、常に担当技術者からの巡回点検及びモニタリング調査の結果の報告を受けるとともに、要注意事象の兆候が確認された場合には、速やかに調査職員に報告を行う。なお、要注意事象の具体的内容については以下の事象が想定できるが、仮置場の設置状況により異なることから、これらに限るものではない。

- ① 人為的な火災（火花、裸火、放火）、自然発火（蓄熱火災等）。放火については、廃棄物が放火しやすい状態で仮置きされている状況を含む。
- ② 荷崩れ。
- ③ フレキシブルコンテナ単体または積み上げた山全体の沈下・変形（覆いシート等の破損も含む）
- ④ 特定品目若しくは腐敗物の変質（臭気発生、衛生害虫発生も含む）、又は変質を招く仮置状況
- ⑤ 廃棄物（粉じんも含む）の飛散
- ⑥ 廃棄物を覆うシートのめくれ上がり
- ⑦ 廃棄物の不適切な仮置と配置
- ⑧ 廃棄物の水没や流出
- ⑨ 仮置場内排水施設の排水不良
- ⑩ 仮置場の舗装、法面等の変形、破損
- ⑪ 仮置場設備（外周構造物や仮囲い、ゲート等）の破損等

- ⑫ 積雪による諸障害
 - ⑬ 仮置場周辺道路の運搬車による破損・変形、当該道路における廃棄物落下、タイヤ付着物の散乱等
 - ⑭ 仮置場又はその周辺における廃棄物の不法投棄（これらをしやすい状況の確認を含む。）
 - ⑮ 仮置場からの廃棄物の持ち出し（これが発生しやすい状況の確認を含む。）
 - ⑯ 常時と異なる空間線量率等の状況
- (3) 要注意事象及びその兆候を発見した担当技術者等は、その状況の記録を写真で撮影するとともに図面等に記録し、管理技術者の確認を経て、「要注意事象確認報告書」（様式は任意）にて、速やかに調査職員に報告を行う。
- 緊急を要する場合には、事象確認後直ちに、担当技術者が調査職員に電話等による連絡を行い、対応の指示を仰ぐこと。
- なお、緊急時については、第3-3条に定めるメンテナンス（応急処置）又は災害時等の対応を行う事を想定している。
5. 要注意事象の発生原因の特定への協力
- 管理技術者は、主任調査職員が要注意事象の発生原因について考察を行う場合に、当該考察に協力するものとする。

（仮置場のメンテナンス（応急処置）及び災害時等の対応）

第3-3条 メンテナンス（応急処置）

受注者は、災害廃棄物等仮置場のメンテナンス（応急処置）を講ずるものとする。具体的には、以下の各号に定めるような特殊技能や特殊工具を使用しない補修作業が該当し、巡回点検時に担当技術者が対応可能な作業を想定している。

- (1) 廃棄物を覆うシートのめくれ上がり
- (2) 仮置場内排水不良の改善を目的とした、枝葉等による目詰まり等の除去作業等
- (3) 必要に応じて巡回点検に支障を生じない必要最小限の範囲の草刈り

2. 災害時等の対応

緊急点検は、第4-1条第1項に示す点検を実施するものである。

（災害廃棄物等の分析等調査、災害廃棄物等仮置場新設・撤去時の調査）

第3-4条 災害廃棄物等の分析等調査

災害廃棄物等仮置場内に仮置きされている災害廃棄物等について、表3-4-1に掲げる分析等調査（組成分析調査及び廃棄物の分析（試料採取を含む））を行う。

具体的な調査内容については、主任調査職員が指示を行う。管理技術者は、調査の実施前に、最適な採取地点をとりまとめ、主任調査職員と協議を行うこと。

この他、地下水について採取及び分析（環境基準）を指示する場合がある。この採取及び分析は別途主任調査職員と協議を行う。

表 3-4-1 分析等調査内容

名称	詳細	想定数量	仕様	備考
組成分析調査	—	2箇所	別紙3-2	
廃棄物等の分析	表面線量率	10回	別紙3-1	
	表面汚染密度	10回	別紙3-1	
	Cs134, Cs137 濃度	5検体	ガイドラインの内、「汚染状況調査方法ガイドライン」の「第3章」3.3.2	※1
	土壌環境基準	2検体	平成3年環告第46号(平成26環告44までの改正を含む)	
	土壌含有量	2検体	平成15年環告第19号	

※1：別紙3-1に示された機器の校正と同程度以上の校正を行い、測定下限値とともに「使用機器届」を主任調査職員に提出する。

2. 災害廃棄物等仮置場の新設又は撤去時の調査

新設の災害廃棄物等仮置場については設置前の現況確認のための土壌調査を実施する。土壌調査の方法は、「仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項について」（平成25年6月27日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡）に従い実施する。

災害廃棄物等仮置場の設置前及び撤去後の空間線量率を測定する。設置前の空間線量率については、計画されている災害廃棄物等仮置場の敷地境界予定箇所の四方4地点にて計測する。撤去後の空間線量率については、第3-2条第2項でモニタリング調査を実施していた場所と同一の地点にて行う。

また、新設の災害廃棄物等仮置場については、地下水観測井の設置を行うものとする。観測井は災害廃棄物等仮置場の敷地境界付近に1箇所設置し、深度は10m程度とする。

なお、調査の対象となる仮置場については、主任調査職員より通知を行う。

管理技術者は、仮置場の構造、仮置きしている廃棄物の性状、仮置きの履歴、各種調査の結果、周辺環境等を踏まえ調査計画を立案し、主任調査職員に提案を行い、承諾を得てからこれらの調査を実施する。

全ての調査地点は、災害廃棄物等仮置場に座標の基準点が設定されている場合には座標で管理を行い、座標点の設定がない場合はGPS（精度は10m以内とする）

による座標（世界測地系）にて管理する。

本調査（土壌、地下水、空間線量率等）は、表 3-4-2 に掲げる内容について調査等を実施する。

表 3-4-2 想定している調査内容

名称	詳細	想定数量	仕様
土壌	土質採取	1 箇所	仮置場造成及び撤去に伴う採水及び土質調査（1 箇所想定）
	土壌環境基準	3 検体	平成 3 年環告第 46 号（平成 26 環告 44 までの改正を含む）
	土壌含有量	3 検体	平成 15 年環告第 19 号
	放射性物質濃度 Cs134, Cs137	3 検体	ガイドラインの内、「放射能濃度等測定方法ガイドライン」の「第 7 章 燃えがら、ばいじん、排水汚泥、熔融スラグ、熔融飛灰」に準拠
地下水観測井の設置		1 箇所	1 仮置場に 1 箇所、深度は 10m とする。
地下水	環境基準	1 検体	平成 9 年環告第 10 号（平 26 環告 127 までの改正を含む）
	放射性物質濃度 Cs134, Cs137	1 検体	別紙 3-1
敷地の空間線量率	・敷地境界 4 地点 ・バックグラウンド 1 地点	1 仮置場	別紙 3-1

（安全巡視の支援）

第 3-5 条 担当技術者等は、主任調査職員又は調査職員が災害廃棄物等仮置場における各種作業の安全性、適法性等の確認のため行う安全巡視に同行し、その支援を行う。

2. 安全巡視に同行した者は、災害廃棄物等仮置場ごとに安全巡視の内容を記録し、調査職員に報告する。また、安全巡視において、安全性、適法性等に対して配慮が必要と判断される点又は事故等が予見される点が認められる場合には、上記記録とともに調査職員に報告する。なお、当該報告には根拠となる法令資料等を添付する。

(災害廃棄物等の保管状況の調査)

第3-6条 災害廃棄物等仮置場では付帯設備等の経年劣化や、有害物質を含む危険物が片づけごみ等とともに搬入され危険物に起因する事故等の発生のおそれがあることから、災害廃棄物等仮置場の周囲柵、消火設備等の付帯設備及び農薬類、ボンベ等の危険物や有害物質を含む危険物の状況を確認し、問題点の改善を行うことにより災害廃棄物等仮置場の適正管理、安全確保を図る。

また、別途指示する仮置場については、ドローンによる撮影を行い、目視点検結果を補完する。詳細は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 掲示板の状態、周囲柵の設置状況、消火設備の状態、鍵の設置状況、保管物の高さ、危険物の種類・量等の集計を行うこと。
- (2) 危険物等の分別時の取扱状況、分別後の保管状況等の確認すること。
- (3) 分別、保管、処分方法等改善を要する項目については改善策を提案すること。
- (4) 簡易な作業については、巡回点検時に担当技術者が補修を実施すること。
- (5) 実施にあたりチェックシートを作成し、確認漏れがないようにすること。
- (6) ドローンの撮影結果を基に保管物の通路幅や配置等を確認し、管理、安全上の不備の有無を把握すること。(2箇所程度を想定)
- (7) 掲示板等の付帯設備の不具合箇所については改善案の提案を行うこと。

(災害廃棄物等仮置場から周辺環境への影響調査)

第3-7条 石綿調査

災害廃棄物等仮置場では石綿を含む廃棄物等の保管を行っていることから、対象の仮置場について周辺環境への影響の有無を確認するため大気中の粉じんを捕集し、表3-7の石綿濃度の測定を実施する。詳細は、以下の各号に定めるとおりとする。なお仮置場数は2仮置場を想定する。(頻度：2回/年)

- (1) 石綿保管箇所周辺の2箇所(主風向の風上、風下)とし、調査日について事前に主任調査職員に連絡を行うこと。
- (2) 測定方法は、「アスベストモニタリングマニュアル(第4.1版)」(平成29年7月 環境省 水・大気環境局 大気環境課)に基づき行うこと。
- (3) 測定結果に問題がある場合は、原因等を整理し、対応策の検討・提案を行うこと。

2. 地下水水質調査

定期的な環境モニタリング結果を補完するため、表3-7の地下水水質の環境基準項目等の調査を実施する。詳細は、以下各号に定めるとおりとする。(頻度：1回/年)なお、異常が認められた場合は、速やかに観測井の洗浄等対応方法の提案を行うこと。

- (1) 地下水環境基準項目の測定
- (2) 観測井の構造調査（深度、保孔管の劣化、観測井内部の閉塞の有無等）
- 3. 地下集水管の水質調査（採水柵が設置されている仮置場）

災害廃棄物等仮置場の造成面からの排水について、放射性物質等の汚染のおそれを確認するために表 3-7 の調査を実施する。詳細は、以下各号に定めるとおりとする。

なお、測定結果に問題がある場合は、原因等を検討し、対応策の提案を行うこと。

- (1) 集水柵が設置されている災害廃棄物等仮置場において、降雨後に集水柵から採水し、放射性物質の測定を実施する。（3回/年）
- (2) 災害廃棄物等仮置場の排水の性状確認のため、排水基準項目の測定を実施する。（1回/年）

表 3-7 想定している調査

名称	詳細	想定数量	仕様
石綿調査	アスベスト採取	4 試料	アスベストモニタリングマニュアル（第 4.1 版）
	アスベスト分析	4 試料	
地下水	環境基準	5 検体	平成 9 年環告 10 号（平 26 環告 127 までの改正含む）
地下集水管	放射性物質濃度 Cs134、Cs137	5 検体	ガイドラインの内、「放射能濃度等測定方法ガイドライン」の「第 5 章排水及び公共の水域の水」に準拠
	排水基準	5 検体	排水基準を定める省令（昭和 46 年 総理府令第 35 号）

（災害廃棄物等仮置場の台帳整理）

第 3-8 条 災害廃棄物等仮置場は借地を利用しているため、仮置場の使用完了後には地権者等へ返還することとなる。よって返還にあたり、各仮置場の使用状況、モニタリングデータ等の基本情報を収集、整理し、記録として取りまとめる。なお、基本様式については別示する。

- (1) 所在地、面積、現況図、付帯施設（周囲柵、モニタリングポスト、地下水観測井等）
- (2) 環境モニタリングデータ（造成前及び保管中の空間線量率、地下水の放射性物質測定結果等）

(3) 保管物の種類、保管物の配置図、利用状況（履歴含む）

(4) その他必要とする情報

（災害廃棄物等仮置場の管理マニュアルの作成）

第3-9条 災害廃棄物等仮置場において適正な管理を実施するため、過年度の巡視結果、モニタリング結果等を踏まえ、問題点、課題等を抽出・検討し、管理マニュアルを作成する。検討により早急の対応が必要な項目については、速やかに改善策を提案し主任調査職員と協議を行う。なお、基本様式については別示する。

（その他）

第3-10条 担当技術者等は、第3-2条乃至第3-9条の定めるところに限らず、災害廃棄物等仮置場を利用する各種作業又は工事の受注者等による違法又は不当な行為、仮置きされた廃棄物や仮置場施設の管理に係る報告すべき事項が発見された場合は、速やかに主任調査職員及び当該の調査職員に報告すること。

（仮置場等の場所及び数量）

第3-11条 第3-2条乃至第3-10条定める業務の実施場所及び数量等については、別紙1-3-2「災害廃棄物等仮置場一覧表」に示すとおりである。

第4章 仮置場共通

（緊急点検）

第4-1条 除去土壌等仮置場等に対する緊急点検（第2-2条第1項第3号）及び災害廃棄物等仮置場に対する緊急点検（第3-3条第2項）は、台風、暴風、豪雨、豪雪、地震又は火災（近接箇所含む。）等の異常気象等発生後、又は、発生前に異常気象等により仮置場等の状態に変化が生じる恐れが予測される場合、速やかに調査職員に連絡し、異常気象等の種類に応じた巡回点検を行う。なお、受注者は、点検後もできるだけ速やかに状況報告を調査職員に行うものとする。緊急点検は、年に12回を想定している。

2. 受注者は、各仮置場の緊急点検等を最適に行うことを考慮して、必要な体制を整え、また点検順序や点検ルート等を設定すること。
3. 異常気象等の種類に応じた緊急点検の実施要件については、「仮置場等維持管理補修マニュアル（暫定運用）」に定める要件に従うものとする。

（増員担当技術者）

第4-2条 本業務が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされ

た場合については、業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された管理技術者と同等の経験のある技術者（以下、「増員担当技術者」という。）が出席するものとする。

ただし、全ての打合せに管理技術者及び増員担当技術者が出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に、主任調査職員による履行確認を行うものとする。

（打合せ）

第4-3条 共通仕様書に基づく打合せについて、打合せ場所は主任調査員又は調査職員が所属する事務所等とし、打合せ時期・回数については、以下の各号で定める段階で行うものとする。

また、初回打合せには管理技術者が出席するものとする。第2回以降打合せの出席者については、別途協議して決定する。

- (1) 初 回 作業着手前の段階
- (2) 毎 月 打合せ（毎月10日まで）（第3章に定める業務のみ対象とする。）
- (3) 第2回 中間打合せ（仮置場等巡回点検1回目又は2回目終了後）（第2章に定める業務のみ対象とする。）
- (4) 第3回 中間打合せ（10月頃）（第2章に定める業務のみ対象とする。）
- (5) 最終回 報告書原稿作成段階

2. 業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、主任調査員又は調査職員と相互に確認するものとする。

（報告）

第4-4条 第2-2条乃至第2-4条及び第3-2条乃至第3-11条に定める業務に係る報告は、以下の各号に定めるとおりとする。なお、報告様式については別示する。

- (1) 受注者は、巡回環境モニタリング結果を翌週初めまでに週報を報告する。（週報は、第2章に定める業務のみ対象とする。）
- (2) 受注者は、毎月10日までに、前月の環境モニタリング結果を調査職員に報告する。ただし、調査職員が別途求める場合は速やかに報告する。
- (3) 新たな管理上重大な異常が認められた場合は、調査職員に速やかに報告する。

（成果物の提出）

第4-5条 成果物の提出については以下のとおりとする。

本業務は電子納品対象業務とする。成果物は、第4-4条及び別途報告が必要とされるものとし、別添に基づき作成した電子納品物を5式提出するほか、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 電子納品する最終成果物の紙媒体による出力（ファイル綴じ） 3部
- (2) 電子納品のデータは平成31年3月22日（金）までのデータを取りまとめるものとし、その後履行期間までのデータは紙媒体で報告書に添付するものとする。

（著作権等の扱い）

第4-6条 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

2. 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
3. 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

（情報セキュリティの確保）

第4-7条 受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、受注業務の開始時に、受注業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について調査職員に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、調査職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、受注業務において受注者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保すること。また、受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされる時又は受注者において受注業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員が行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、調査職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、受注業務において受注者が作成した情報についても、調査職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受注者は、受注業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

(個人情報の取り扱い)

- 第4-8条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2. 受注者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
 3. 受注者は、本契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
 4. 受注者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
 5. 受注者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するために調査職員から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
 6. 受注者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための個人情報については自ら扱うものとする。
 7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
 8. 受注者は、本契約による事務を処理するために調査職員から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約の終了後又は解除後速やかに調査職員に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、調査職員が廃棄又は消去などの別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。
 9. 調査職員は、受注者における個人情報の管理の状況について適宜確認することができる。また、調査職員は必要と認める時は、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。
 10. 受注者は、本契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(成果物の提出先)

第4-9条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階
福島地方環境事務所

第5章 契約変更等

(契約変更)

第5-1条 契約書第17条、第18条、第19条及び第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1-3条に示す「仮置場等の場所及び管理予定期間」に変更が生じた場合
- (2) 第1-5条に示す「業務履行期間」に変更が生じた場合
- (3) 第2-2条に示す「仮置場等の巡回点検」に変更が生じた場合や同条第1項第4号及び第5号に示す「応急処置」が仮置場の巡回点検中に行える範囲を越えた場合
- (4) 第2-3条に示す「仮置場等の環境モニタリング」に変更が生じた場合
- (5) 第2-4条に示す「仮置場等の環境整備」に変更が生じた場合
- (6) 第2-5条に示す「仮置場等の場所及び数量」に変更が生じた場合
- (7) 第3-2条に示す「災害廃棄物等仮置場の巡回点検及びモニタリング調査」に変更が生じた場合
- (8) 第3-3条に示す「仮置場のメンテナンス（応急処置）及び災害時の対応」に変更が生じた場合や「応急処置」が仮置場の巡回点検中に行える範囲を越えた場合
- (9) 第3-4条に示す「災害廃棄物等の分析等調査、災害廃棄物等仮置場新設・撤去時の調査」に変更が生じた場合
- (10) 第3-5条に示す「安全巡視の支援」に変更が生じた場合
- (11) 第3-6条に示す「災害廃棄物の保管状況の調査」に変更が生じた場合
- (12) 第3-7条に示す「災害廃棄物等仮置場から周辺環境への影響調査」に変更が生じた場合
- (13) 第3-8条に示す「災害廃棄物等仮置場の台帳整理」に変更が生じた場合
- (14) 第3-9条に示す「災害廃棄物等仮置場の管理マニュアルの作成」に変更が生

じた場合

- (15) 第3-10条に示す「その他」に変更が生じた場合
- (16) 第3-11条に示す「仮置場等の場所及び数量」に変更が生じた場合
- (17) 第4-1条に示す「緊急点検」に変更が生じた場合
- (18) 第4-3条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (19) 第4-4条に示す「報告」に変更が生じた場合
- (20) 第4-5条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合
- (21) 関係者協議等対外的協議により作業計画に変更が生じた場合
- (22) その他、発注者又は受注者において変更が必要であると認められた場合

(中立公平性の確保)

第5-2条 受注者は、環境省が今後発注する、本業務に係る発注者支援業務（発注者が行う施設管理、設計・積算及び発注、監督等に関し、発注者を補助する業務をいう。以下同じ。）に係る入札に参加してはならない。

- 2. 受注者は、本業務の全部又は一部を、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、以下の各号に定める関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。
 - (1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合
 - (2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合
- 3. 本業務に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に調査職員から通知する。
- 4. 受注者は、本業務に係る発注者支援業務の全部又は一部を、他の者から受託し、又は請け負ってはならない。なお、本業務に係る発注者支援業務の具体的名称については、受注後に調査職員から通知する。
- 5. 受注者は、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者から、本業務に係る人員等の出向・派遣を受けてはならない。

なお、発注者支援業務の受注者との間において、以下の各号に定める関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

 - (1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合
 - (2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。また、本業務に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に調査職員から通知する。

6. 受注者が前各項に違反する場合、環境省は受注者と締結した本業務に係る契約の一切を無条件で解除することができ、受注者はその結果被った不利益について、環境省にいかなる損害賠償も請求できないものとする。

第6章 定めなき事項

(定めなき事項)

- 第6-1条 この特記仕様書に定めなき事項またはこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議を行うものとする。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成29年2月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針206頁、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針207頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows 10 SP1 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、以下のとおりとし、その他のアプリケーションソフトの使用等が必要な場合は環境省担当官と協議すること。

- ・ 文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（jtd 形式）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は DOCX 形式以下）
- ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は XLSX 以下）
- ・ 画像；BMP 形式又は JPEG 形式（写真の有効画素数は黒板の文字を読み取れる程度とし、およそ 100 万画素を目安とする。）
- ・ 図面；DWG 形式及び SXF（P21）形式

(3) (2) による成果物に加え、それらの電子ファイルを「PDF ファイル形式」で保存した成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R、CD-R または BD-R（25GB・50GB、以下「DVD-R 等」という。）とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成にあたっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事・業務番号」(別途指定する工事・業務番号を記載すること)
- 2) 「工事・業務名称」(正式名称を記載すること)
- 3) 「作成年月」(工期終了時の年月を記載すること)
- 4) 「発注者名」(正式名称を記載すること)
- 5) 「受注者名」(正式名称を記載すること)
- 6) 「何枚目／総枚数」(総枚数の何枚目であるかを記載すること)
- 7) 「発注者署名欄」(主任監督員又は主任調査職員が署名すること)
- 8) 「受注者氏名欄」(現場代理人又は管理技術者が署名すること)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。

工事番号：000000000000 枚数/総枚数
 工事名称：平成0年度 0000000000工事

平成0年0月

発注者署名欄

受注者署名欄

発注者：環境省福島地方環境事務所
 受注者：△△建設株式会社

ウイルスチェックに関する情報

ウイルス対策ソフト名：○○○○

ウイルス定義：0000年0月0日版

チェック実施日：0000年0月0日

フォーマット形式：ISO9660 (レベル1)

(電子媒体への表記例)

別表1-3-1 管理対象仮置場等の場所及び管理予定期間(除去土壌等仮置場等一覧表)

整理番号	仮置場名	所在地	空間線量区画数	山の数			モニタリング数		ドローンによる点検対象	区域指定状況	管理予定期間
				可燃	不燃	混合	集水ピット	地下水監視孔			
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 仮置場箇所数 富岡町 8 双葉町 4 田村市 5 葛尾村 33 計 50 </div>		5		40			2	○	4月から翌年3月まで	
2			8		17			2	○		
3			3		3			1	○		
4			7		84			4	○		
5			3		37			2	○		
6			1		3			1			
7			1		9			0	○		
8			1		6			2			
9			1	1				1			帰還困難
10			1			1		1	○	帰還困難	
11			1	3	42			2	○		
12			2	7	26			1		帰還困難	
13			1	1	2		2	1			
14			1			1	1	1			
15			1			1	2	1			
16			1	1			1	1		4月から8月まで	
17			1			1	1	1		4月から翌年3月まで	
18			1		7			6			帰還困難
19			1		6			1			
20											
21			1		7			1			
22											
23			1		1			1			
24			1		10			1			
25			1					1			
26			1					1			
27			1		2			1			
28			1		4			1			
29			1		3			1			
30			1		3			1			
31			1		3			1			
32			1					1			
33			1		3			1			
34			1		4			1			
35			1					1			
36			1		6			1			
37			1		7			1			
38			1		1			1			
39			1		1			1			
40			1		4			1			
41			1		2			1			
42			1		1			1			
43			1		3			1			
44			1					1			
45			1		1			1			
46			1		6			1			
47			1		3			1			

別表1-3-1 管理対象仮置場等の場所及び管理予定期間(除去土壌等仮置場等一覧表)

整理番号	仮置場名	所在地	空間線量区画数	山の数			モニタリング数		ドローンによる点検対象	区域指定状況	管理予定期間
				可燃	不燃	混合	集水ピット	地下水監視孔			
48											4月から翌年3月まで
49			1		1			1			
50			1		2			1			

(備考) 1 仮置場等について、今後管理予定期間の変更、及び年度途中において追加又は削除も有り得る。

- 2 「区域の指定状況」欄は、帰還困難区域又は居住制限区域の場合に記載
- 3 「空間線量区画数」欄は、原則、柵等で囲われたエリアとしている。
- 4 「山の数」には、搬出済み等の保管山数を含む。
- 5 「集水ピット」は、搬出済み等保管山に係るピットは含んでいない。

別紙1-3-2 災害廃棄物等仮置場一覧表

市町村	通し番号	仮置場種類	仮置場名	所在地	リアルタイム線量計の管理	ドローンによる点検対象	地下水	区域指定状況	管理予定期間
富岡町	1	災害	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 仮置場箇所数 富岡町 12 双葉町 3 田村市 0 葛尾村 4 計 19 </div>		-		1		4月から翌年3月まで
	2	災害			-		1		
	3	災害			-	○	1		
	4	災害			-		1		
	5	災害			-		1		
	6	併用			○		-	帰還困難	
	7	併用			-		-	帰還困難	
	8	併用			-		-	帰還困難	
	9	併用			-		-	帰還困難	
	10	災害			-		-	帰還困難	
	11	災害			○	○	1	帰還困難	
	12	災害			-		-	帰還困難	
双葉町	13	災害			-		1		
	14	災害			○		1	帰還困難	
	15	災害			-		1	帰還困難	
葛尾村	16	併用			-		1		
	17	併用			-		1		
	18	併用			-		-		
	19	併用			-		-		

(備考) 1 仮置場等について、今後管理予定期間の変更、及び年度途中において追加又は削除も有り得る。
 2 「区域の指定状況」欄は、帰還困難区域又は居住制限区域の場合に記載。

別紙2-5 除去土壌等仮置場等における予定作業回数

業務名：平成30年度仮置場等維持管理業務(その2)

番号	作業内容	頻度	箇所数(a)	回数(b)	総回数(a*b)	管理期間	備考
1	仮置場等の通常巡回点検 (温度測定、浸出水水位測定、 地下水水位測定を含む)	週1回	50	20	1,000	平成30年4月～平成30年8月	箇所数:仮置場数 回数:巡回回数
			49	32	1,568	平成30年9月～平成31年3月	
			計	52	2,568		
2	仮置場等の重要点検	年2回	50	1	50	平成30年4月～平成30年8月	箇所数:仮置場数 回数:想定回数
			49	1	49	平成30年9月～平成31年3月	
			計	2	99		
3	仮置場等の重要点検 (要注意事象の経過観察)	年2回	9	1	9	平成30年4月～平成30年8月	箇所数:仮置場数 回数:想定回数
			9	1	9	平成30年9月～平成31年3月	
			計	2	18		
4	仮置場等の異常気象時等巡回点検	年12回	50	5	250	平成30年4月～平成30年8月	箇所数:仮置場数 回数:想定回数
			49	7	343	平成30年9月～平成31年3月	
			計	12	593		
5	仮置場等の環境モニタリング (空間線量率測定)	週1回	50	20	1,000	平成30年4月～平成30年8月	箇所数:線量測定区画数 回数:巡回回数
			49	32	1,568	平成30年9月～平成31年3月	
			計	52	2,568		
6	仮置場等の巡回点検 (ガス濃度測定) ※当初はゼロで計上	「仮置場 等管理マ ニュアル」 に基づく 測定の必 要が生じ たとき	0	0	0	平成30年4月～平成30年8月	
			0	0	0	平成30年9月～平成31年3月	
			計	0	0		
7	仮置場等の環境モニタリング (地下水放射能測定)	月1回	59	5	295	平成30年4月～平成30年8月	箇所数:監視孔数 回数:月数
			58	7	406	平成30年9月～平成31年3月	
			計	12	701		
8	仮置場等の環境モニタリング (浸出水放射能測定) * 排水時の数量は月1回の測定を兼ね る。	月1回 又は 排水時	7	5	35	平成30年4月～平成30年8月	箇所数:集水ピット等の数 回数:月数
			6	7	42	平成30年9月～平成31年3月	
			計	12	77		
9	浸出水の汲み上げ (平均2m/回)	排水時	平均回数/月	月	総回数	平成30年4月～平成31年3月	
10	仮置場等の環境整備	年4回	50	2	100	平成30年4月～平成30年8月	箇所数:仮置場数 回数:想定回数
			49	2	98	平成30年9月～平成31年3月	
			計	4	198		
11	土のう袋設置	随時	—	—	200袋	平成30年4月～平成31年3月	応急措置、補修等を想定し ている。 土のう(62×48cm)
12	土側溝掘り	随時	—	—	100m	平成30年4月～平成31年3月	応急措置、補修等を想定し ている。 W30×H30cm

モニタリング調査の仕様

(1) 測定方法

ア 使用機器とその校正

現場測定を行う空間線量率及び表面線量率については、NaI シンチレーション式サーベイメーター及びGMサーベイメーターとする。

本モニタリング調査に使用する機器のうち放射線を測定する機器については、以下の規格に従って校正されており、かつ本業務期間中に有効なもの（1年に1回以上の校正）を使用することとする。

- ・ NaI シンチレーション式サーベイメーター：JIS-Z4511, JIS-Z4333
- ・ GMサーベイメーター：JIS-Z4329, JIS-Z4504

モニタリングに使用する機器について、「使用機器届」（様式は任意）に、メーカー名、型番、測定方式、製造番号、各種機器更正の年月日を記載し、校正の記録とともに主任担当職員に提出する。なお業務期間中校正等により機器の変更をする場合には、その都度提出する。

イ モニタリング調査は、下記に示す方法に準拠して行う。

- 1) 仮置場の空間線量率：測定法はガイドラインの内、「放射能濃度等測定方法ガイドライン」の「2.1 保管における測定」に従う。測定地点は「保管開始後に講習の立入りが無い場合の測定地点」に従い、業務期間中固定するものとする。昨年度より継続して測定を行う仮置場については昨年度と同一地点にて、初めて測定を行う仮置場では業務期間中移動することのない杭等を設置し測定を行う。継続及び初回の測定ともに、業務開始時には調査地点について主任担当職員の立会を受けること。
- 2) 地下水の放射性物質濃度：測定法はガイドラインの内、「放射能濃度等測定方法ガイドライン」の「第6章周縁地下水」に従う。採水地点及び採水深度は業務期間中固定するものとする。昨年度より継続して測定を行う仮置場については同一地点及び同一深度にて、初めて測定を行う地点には地下水の下流側でかつスクリーンの中央深度にて採水を行う。分析用の試料採水は3倍の井戸容量を揚水した後とし、現地にて0.5マイクロメートルの濾紙にて濾過を行う。継続及び初回の測定ともに、業務開始時には調査地点について主任担当職員の立会を受けること。
- 3) 廃棄物の表面線量率：測定法はガイドラインの内、「放射能濃度等測定方法ガイドライン」の「2.1 保管における測定」に従うが、対象物との距離を1cmとして測定する。測定を行う災害廃棄物等は、廃棄物の種類ごととする。
- 4) 廃棄物の表面汚染密度：JIS-Z4504 放射性表面汚染の測定方法に従い、 γ 線用サーベイメーター（20cm²以上の有効面積のあるGM型）を用いる直接法にて、対象物より5mm離れた位置にて計測を行う。測定を行う災害廃棄物等は、廃棄物の種類ごととする。
- 5) 粉じんの放射性物質濃度：測定法はガイドラインの内、「放射能濃度等測定方法ガイドライン」の「第4章粉じん」に従う。採取地点は、4.1(1)開放型の破碎施設に従い、風上及び風下にて行う。

組成分析調査仕様

(1) 災害廃棄物等の量の把握方法

組成分析調査の対象は、1箇所あたりの量が 20m^3 以上と想定される（フレキシブルコンテナにあっては20袋以上）地点とし、1箇所あたりの量が 2m^3 程度の廃棄物とする。

組成分析調査の方法は、主任担当職員の指示する品目毎に従い手作業にて分別作業を実施する。この作業により、以下を把握する。

- ア 分類項目ごとの重量、容積等を記録し、内容物の量を把握する。
- イ 機械選別の可否判断を行い、機械選別の場合の機種選定や作業効率性等を把握する。
- ウ 人手による選別について、選別に要した作業種別ごとの員数を詳細に記録し、把握する。
- エ 分別作業により問題点が確認された場合は、改善案等を検討する。

平成30年度

仮置場等維持管理業務（その2）

現場説明書

福島地方環境事務所

1. 一般事項

特記仕様書のとおり

2. 歩掛及び数量について

積算参考資料のとおり考えている。

- ・業務価格の諸経費は、「設計業務等標準積算基準書平成 29 年度版」（一般財団法人経済調査会発行）の「第 3 編 第 1 章 土木設計業務等積算基準」により計上している。
- ・技術者単価は、「平成 29 年度国土交通省設計業務委託等技術者単価」を適用している。
- ・入札公告期間中の適用単価・積算基準の改正を受けて、新単価、新基準を適用することとした場合は、公告している現場説明書の差替により、周知を図る。

3. 仮置場等維持管理業務について

- (1) 帰還困難区域の外業作業について、特殊勤務手当を見込んでいる。該当の仮置場等については、特記仕様書の別紙 1-3-1 及び別紙 1-3-2 のとおり。

公告日以降、入札日の前日以前に、原子力災害本部が避難指示解除を決定した場合は、当該解除する区域を解除済み区域とみなして現場説明書の差替により周知を図る。

- (2) 仮置場等維持管理業務の外業作業について、毎週 4 月から翌年 3 月までとしている。なお、宿泊費は計上していない。

4. 積算の基地について

積算の基地は南相馬市役所を起点としている。

5. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

平成30年度仮置場等維持管理業務（その2）

環境省 福島地方環境事務所

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接原価(電子成果品作成費除く)	式	1			
除去土壌等仮置場	式	1			工種行
業務計画策定等	式	1			種別行
作業計画書作成	式	1			1号代価表 10頁
報告書作成	式	1			2号代価表 11頁
打合せ協議 4回	回	4			3号代価表 12頁
巡回点検	式	1			種別行
通常点検	式	1			4号代価表 13頁
重要点検	式	1			5号代価表 14頁
緊急点検	式	1			6号代価表 16頁
環境モニタリング	式	1			種別行
空間線量測定	式	1			7号代価表 16頁
地下水・浸出水	式	1			8号代価表 17頁
環境整備	式	1			種別行

1 頁

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
環境整備	式	1			9号代価表 18頁
応急措置	式	1			種別行
浸出水汲み上げ	式	1			10号代価表 19頁
土のう設置、土側溝掘り	式	1			11号代価表 20頁
その他直接人件費	式	1			種別行
資料取りまとめ	式	1			12号代価表 21頁
特殊勤務手当	式	1			13号代価表 22頁
直接経費	式	1			種別行
事務費	式	1			14号代価表 23頁
借料及び損料	式	1			15号代価表 24頁
消耗品費	式	1			16号代価表 25頁
雑務費	式	1			17号代価表 26頁
被ばく線量記録管理制度	式	1			19号代価表 28頁
災害廃棄物等仮置場	式	1			工種行

2 頁

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
業務計画策定等	式	1			種別行
計画準備	式	1			20号代価表 29頁
巡回監視	式	1			種別行
チェックシート作成	式	1			21号代価表 30頁
監視の実施	回	988			22号代価表 31頁
モニタリング調査	式	1			種別行
空間線量測定	回	988			23号代価表 32頁
表面線量率	回	10			24号代価表 33頁
表面汚染密度	回	10			25号代価表 34頁
地下水	回	132			26号代価表 35頁
粉塵の放射性物質濃度	箇所	264			27号代価表 36頁
リアルタイム線量測定システム	式	1			種別行
データ回収	回	156			28号代価表 37頁
機器管理	回	156			29号代価表 38頁

3 頁

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
モニタリング調査結果の妥当性の検証	式	1			種別行
データ整理	回	6			30号代価表 39頁
モニタリングデータの検証	回	6			31号代価表 40頁
巡回監視及びモニタリング調査結果の解析と要注意事項の発見	式	1			種別行
現地確認	月	12			32号代価表 41頁
調査結果の報告	月	12			33号代価表 42頁
チェックシート作成	月	12			34号代価表 43頁
要注意事項の発生原因の特定への協力	式	1			種別行
要注意事項の発生原因の特定への協力	回	6			35号代価表 44頁
仮置場内のメンテナンス及び災害時の対応	式	1			種別行
応急措置	箇所	10			36号代価表 45頁
総合歩掛(屑掛式)除草、集草 飛び石防護無し	m2	1,000			37号代価表 46頁
災害時の対応	式	1			種別行
緊急点検	回	12			38号代価表 47頁

4 頁

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
災害廃棄物等の必要措置検討のための分析等調査	式	1			種別行
現場作業	式	1			細別行
現場作業	箇所	2			39号代価表 48頁
分析作業	式	1			細別行
表面線量率	回	10			41号代価表 50頁
表面汚染密度	回	10			42号代価表 51頁
仮置場の新設又は撤去時の土壌調査等	式	1			種別行
土壌分析	箇所	1			43号代価表 52頁
空間線量測定	回	1			46号代価表 55頁
とりまとめ検討	式	1			47号代価表 56頁
安全巡視の支援	式	1			種別行
安全巡視支援	月	12			48号代価表 57頁
災害廃棄物の保管状況の把握	式	1			種別行
現地調査	回	2			49号代価表 58頁

6 頁

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
空撮作業	箇所	2			50号代価表 59頁
調査結果とりまとめ	式	2			61号代価表 60頁
災害廃棄物等仮置場の環境調査	式	1			種別行
地下水	回	5			52号代価表 61頁
石棉調査	回	4			53号代価表 62頁
観測井構造調査	式	1			54号代価表 63頁
地下集水管の水質調査	回	5			55号代価表 64頁
災害廃棄物等仮置場台帳整理	式	1			種別行
基本台帳の整理	式	1			56号代価表 65頁
災害廃棄物等仮置場の管理マニュアルの作成	式	1			種別行
マニュアル作成	式	1			57号代価表 66頁
打合せ	式	1			種別行
打合せ 月1回により12回	回	12			58号代価表 67頁
報告書作成	式	1			種別行

6 頁

諸経費対象外

内訳書

(1号内訳書)

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
モニタリング調査の地下水分析	式	1			64号代価表 73頁	
粉じんの放射物質濃度分析	式	1			65号代価表 74頁	
災害廃棄物等の措置検討による分析	式	1			66号代価表 76頁	
仮置場新設、撤去に伴う調査分析	式	1			67号代価表 76頁	
周辺環境の分析	式	1			68号代価表 77頁	
計						

作業計画書作成

代価表

(1号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
主任技師	人	1				
技師(A)	人	1				
技師(C)	人	1 500				
計						
1式当り						

10 頁

報告書作成

代価表

(2号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
技師(A)	人	2 500				
技師(C)	人	2 500				
技師	人	2 500				
計						
1式当り						

11 頁

借料及び損料

代価表

(15号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名・排気量1.5L	供用日	624				
ライトバン[二輪駆動] 乗車定員6名・排気量1.5L(カブリン)	時間	1,781				
GPS	日	624				
NaIシンチレーション式ナベーター	台/日	624				
GM管式ナベーター	台/日	624				
個人線量計	台/日	1,248				
工事中水モーターポンプ(普通型(潜水ポンプ)) 口径 60mm・全揚程5m	供用日	48				
工事中水モーターポンプ(普通型(潜水ポンプ)) 口径 60mm・全揚程5m	日	48				
発動発電機 ガソリンエンジン駆動・定格容量2kVA	供用日	48				
発動発電機 ガソリンエンジン駆動・定格容量2kVA	日	48				
高所カメラ 約6m, 遠隔操作対応	日	624				
計						
1式当り						

24 頁

消耗品費

代価表

(16号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
レキューターカブリン 小型ローラー 4KL積載車	L	4,978				
防護具 マスク	組	1,107	360			
ペーラー(探水器)	本	59				
温度計	台	1				
温度計用センサー(2m)	個	1				
水位計(10m)	台	1				
土のう ポリアプロレン製 幅48×長62cm	枚	200				
計						
1式当り						

25 頁

代価表

(17号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
スクリーニング費	人日	1,107	360		18号代価表 27頁	
地下水の放射能濃度分析費	試料	701				
浸出水の放射能濃度分析費	試料	77				
ドローン空撮費 (双葉町)	回	2				
ドローン空撮費 (富岡町)	回	2				
計						
1式当り						

代価表

(18号代価表)

2人日当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
技師(C)	人	0	010			
技術員	人	0	010			
計						
1人日当り						

代価表

(21号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
技師(A)	人	1				
技師(B)	人	2				
技術員	人	5				
計						
1式当り						

代価表

(22号代価表)

1回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
測量技師	人	0.250				
測量技師補	人	0.250				
計						
1回当り						

代価表

(25号代価表)

200回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
測量技師	人	0.500				
測量助手	人	3.300				
計						
1回当り						

代価表

(26号代価表)

16回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
測量技師	人	0.160				
測量助手	人	1				
諸雑費	式	1			諸雑費	
計						
1回当り						

代価表

(27号代価表)

4箇所当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
測量技師	人	1				
測量助手	人	2				
諸雑費	式	1			諸雑費	
計						
1箇所当り						

代価表

(28号代価表)

1回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
測量技師補	人	0.160				
計						
1回当り						

代価表

(33号代価表)

1月当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
主任技師	人	0.500				
計						
1月当り						

代価表

(34号代価表)

1月当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
技師(A)	人	0.250				
技師(B)	人	0.250				
計						
1月当り						

要注意事項の発生原因の特定への協力

代価表

(35号代価表)

1回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
技師(A)	人	0.500				
技師(C)	人	1				
技術員	人	2				
計						
1回当り						

応急措置

代価表

(36号代価表)

10箇所当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	2				
普通作業員	人	10				
計						
1箇所当り						

総合歩掛(肩掛式)除草、集草
飛び石防護無し

代価表

(37号代価表)

1,000 m2当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.400				
特殊作業員	人	1.800				
普通作業員	人	1.500				
草刈機 肩掛式・カッター径255mm	日	1.800				
諸雑費	式	1			諸雑費	
計						
1 m2 当り						

緊急点検

代価表

(38号代価表)

1 回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
測量技師	人	2				
測量助手	人	2				
計						
1 回 当り						

代価表

(47号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
主任技師	人	0	500			
技師(B)	人	2				
技術員	人	6				
計						
1式当り						

代価表

(48号代価表)

1月当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
測量技師	人	1				
測量助手	人	1				
計						
1月当り						

代価表

(55号代価表)

6回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
測量技師	人	0.150				
測量助手	人	1				
諸雑費	式	1			諸雑費	
計						
1回当り						

代価表

(56号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
技師(A)	人	1				
技師(B)	人	2				
技術員	人	7				
計						
1式当り						

代価表

(57号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
主任技師	人	1				
技師(A)	人	1				
技師(B)	人	5				
技術員	人	10				
計						
1式当り						

代価表

打合せ
月1回により12回

(58号代価表)

1回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
主任技師	人	0.500				
技師(A)	人	0.500				
計						
1回当り						

代価表

(59号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
技師(A)	人	1				
技師(B)	人	2				
技師(C)	人	5				
技術員	人	10				
計						
1式当り						

代価表

(60号代価表)

1式当り

特殊勤務手当
掃選困難区域4時間未満

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊勤務手当 (掃選困難区域、4時間未満)	人	192				
計						
1式当り						

代価表

(67号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土壌環境基準 (27項目)	検体	3				
土壌含有量 (9項目)	検体	3				
土壌 (Cs134、Cs137)	検体	3				
地下水分析 (環境基準)	検体	1				
地下水 (Cs134、Cs137)	検体	1				
計						
1式当り						

代価表

(68号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
アスベスト調査 (定性分析)	試料	4				
アスベスト調査 (定量分析)	試料	4				
地下水分析 (環境基準)	検体	6				
地下水 (排水基準)	検体	6				
地下水 (Cs134、Cs137)	検体	6				
計						
1式当り						